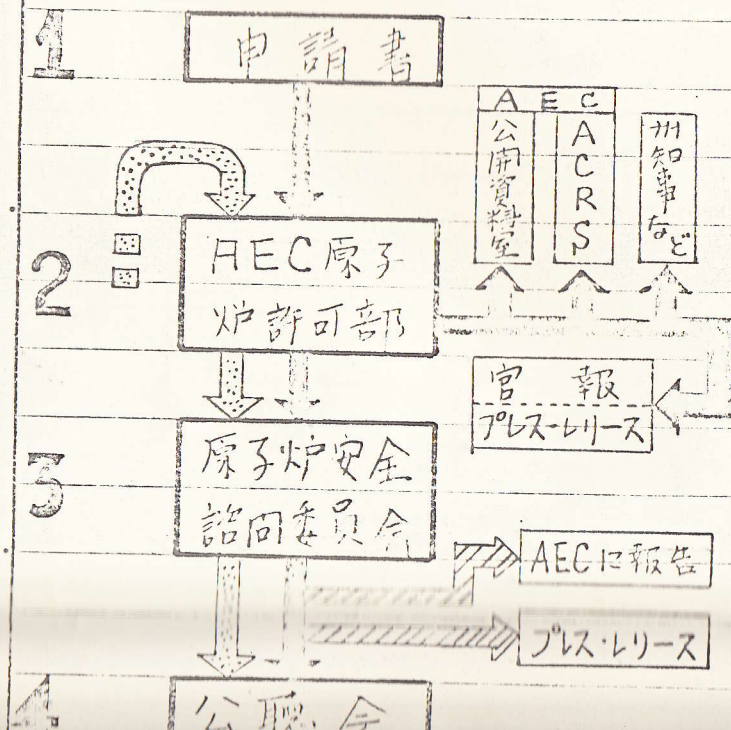


米国における原子力発電所の 建設許可・運転認可手続

47. 2. 25 (金)

調査資料室



① 設置申請者が発電所の設計、立地地点、ならびに安全性を記述した申請書を提出

② AEC原子炉許可部(DRL)が一般国民に対する告示とACRSに通知するために申請書のコピーを作成する

DRLの専門技師が申請書の調査検討を行い報告書を作成する

③ DRLの報告書がACRSに提出される。ACRSは申請書を詳細に調査し、申請者やDRLスタッフと討論する。ACRSの結論はAECに報告され、公表される。

④ AECが指名するASLBが公聴会を通常の場合は発電所が計画されている地域の町で開催する。公聴会では一般

